

中城村第3子以降学校給食費補助事業について

1. 補助の目的

出生率の向上や保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを促進するとともに、保護者の負担軽減を図るため。

2. 補助の対象者

- ・保護者及び本人が中城村内に住所を有すること。
- ・学校教育法第1条および第2条に規定する小中学校、特別支援学校小学部・中学部に在籍している児童生徒が3名以上いる世帯のうち、第3子以降の児童生徒で、学校給食を受けている者。（琉大附属や私立の小中学校を含む）

※要保護、準要保護児童生徒就学援助費および特別支援教育就学奨励費の認定を受けている児童生徒は対象外です。

例) 高校2年生から未就学児までの子供がいる世帯の場合

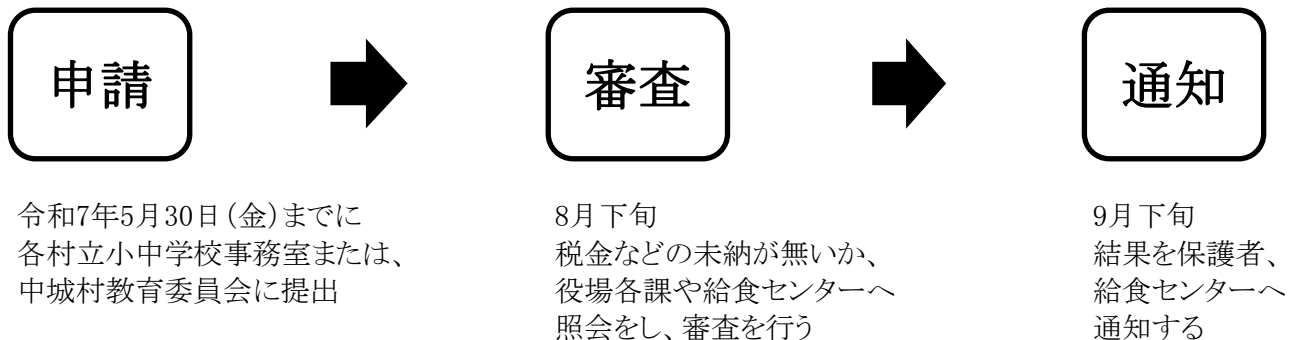
高校2年生	カウント外	
中学3年生	第1子	補助は出ない
小学4年生	第2子	
小学2年生	第3子	補助の対象
小学1年生	第4子	
未就学児	カウント外	

3. 提出期限及び提出先

提出期限…… 令和7年5月30日(金)

提出場所…… 各村立小中学校事務室 又は 中城村教育委員会教育総務課

4. 認定方法



5. 補助額

中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱第4条に定める給食費の年額を上限とする。

○小学校の給食費年額:53,900円

※中学校については中学生学校給食費無償化(一部補助)事業の実施により補助なし。

6. 補助方法

村立小中学校は給食センターへ補助額を直接振り込みます。納付済みの給食費については、後日給食センターより還付します。

村立小中学校以外は保護者口座へ振り込みを行います。

※認定通知が届くまでは通常通りお支払い下さい。

7. その他

年度ごとに申請が必要です。

当初申請期限以降でも、随時申請することができます。随時申請で認定された場合は、申請書を提出された月が認定月となります。

お問い合わせ先
中城村教育委員会教育総務課 学校教育係
TEL:098-895-3276 FAX:098-895-6353